

「ニセコ町学校給食センター太陽光発電設備等導入事業」

上記の公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

- | | |
|----------|--|
| (1) 事業名 | ニセコ町学校給食センター太陽光発電設備等導入事業 |
| (2) 実施場所 | ニセコ町学校給食センター（北海道虻田郡ニセコ町字富士見 143 番地） |
| (3) 業務内容 | 別紙の「ニセコ町学校給食センター太陽光発電設備等導入事業」仕様書（以下、「仕様書」という。）によるものとする。
ただし、契約時における「仕様書」は、優先受注候補者として選定された事業者の企画提案内容により、変更する場合もある。 |
| (4) 上限金額 | 25,000,000 円（消費税及び地方消費税含む） |

事業者を広く公募することにより、公平性を担保しながら優れた企画・提案事業者を選定することが可能となるため。なお、本公募においては参加表明書と同時に企画提案書の提出を求めることとする。

- (1) 公募の告示 令和7年(2025年)7月23日(水)
- (2) 現地説明会 令和7年(2025年)7月30日(水) 15時から1時間程度
- (場所) : ニセコ町学校給食センター
- (北海道虻田郡ニセコ町字富士見143番地)
- (申込) : 現地説明会に参加される事業者は、事前に企画環境課環境モデル都市推進係までご連絡ください(連絡先: 0136-56-8837)
- (3) 質問の締め切り 令和7年(2025年)8月6日(水) 17時まで
- (4) 質問の回答期限 令和7年(2025年)8月8日(金) 17時まで
- (5) 申込受付期限 令和7年(2025年)8月21日(木) 17時まで
- (6) プレゼンテーション 令和7年(2025年)8月27日(水) 午後を予定
- (7) 結果通知予定日 令和7年(2025年)8月下旬

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、本町がその資格を認めたものとする。なお、一部業務の再発注については、本町の了解を得た上で認めるものとする。

- (2) 北海道内に本社・支店・営業所のいずれかを有しており、必要に応じて訪問対応が可能

な法人であること。

- (3) 北海道及び北海道内自治体において指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (7) 公租公課を滞納していないこと。
- (8) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。
- (9) 過去 5 年において、自治体又は北海道内において本事業と同等の事業実績があるもの。

5. 提出書類

- (1) 参加表明書（様式 1-1） : 1 部
- (2) 企画提案書（様式自由） : 1 部
- (3) 見積書（様式自由） : 1 部
- (4) 類似契約実績書（様式自由） : 1 部

6. 提出書類作成にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書の様式は自由とするが、「仕様書」に基づいた内容とし、以下の内容を含めた提案とすること。

①システム全体の構成図

提案の基本方針、概要、設備の平時のシステム構成図等を記載すること。

②太陽光発電設備の容量

想定設備の出力（太陽光発電設備の定格出力（kW）、パワーコンディショナの最大定格出力（kW）及び年間発電容量（kWh）を検討すること。

③太陽光パネル設備設置仕様、各種機器の配置図及び系統図

太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。

※太陽光パネルの設置予定場所については、ニセコ町学校給食センター北側に位置するスペースとし（別紙「設置予定場所」参照）、形状については、垂直型（両面）とする。予定している太陽光パネルの設置位置及び設置台数等の詳細については、現地説明会での提示とする。

※ただし、予定している太陽光パネルの設置予定位置及び設置台数等について、より最適な提案等がある場合にはその内容についての提案も可能とする。

- ④蓄電池、エネルギーマネジメントシステム等の付帯設備について、蓄電池は 5kWh・1 台と想定し、対象施設や設置する太陽光パネルに適した仕様や使用方法、災害時（停電時）の活用等を提案すること。
- ⑤太陽光発電設備の設置後の発電電力量、異常情報等について、インターネット上のシステム等でデータの確認・出力・記録・見える化ができるような仕組みを提案すること。また今後、太陽光発電設備の設置施設が増えた際に一元管理を想定しているため、汎用性のあるシステムを提案すること。
- ⑥補償について
作業完了後の補償期間及び補償内容を記載し、補償対象内の故障等が起こった際の対応体制図を提案すること。
- ⑦実施体制
- ⑧工程表（案）
- (2) 見積書の様式は自由とするが、積算の根拠が明瞭となるよう内訳を記述すること。
- (3) 専門用語等については、必要に応じて解説や用語集をつける等の専門的知識がなくても理解しやすいように配慮すること。

7. 提出方法

電子メールにてニセコ町役場企画環境課環境モデル都市推進係に送付のこと。

メールアドレス：kankyo-e@town.niseko.lg.jp

8. 提出期限 令和 7 年（2025 年）8 月 2 1 日（木）1 7 時まで

9. 契約期間 契約締結日～令和 8 年（2026 年）2 月 2 7 日（金）

10. 受託者の決定方法

(1) 選定委員会の設置

受託者を選定する委員会を副町長、総務課長、消防庁舎整備室長、企画環境課長、企画環境課参事、都市建設課長、学校給食センター長、その他、専門的知識を有する識者により構成する。

(2) 審査方法

上記、委員会において企画提案内容及び提示された見積価格等を総合的に評価し、優秀であると認められた者を選定する。選考にあたっては、提出書類等を審査するとともに、対象業務に対する提案者の意欲、技術力、理解力及び提案内容をより理解するため、必要に応じてヒアリング（聞き取り）、プレゼンテーション（説明）等を実施することができるものとする。

ただし、プレゼンテーション等の実施を必要ではないと委員会が認めたときは、実施しないことができる。

(3) 評価基準 以下を基準とする。

基 準	評価項目	内 容
提 案 内 容	技術提案	(事業理解・実施内容) 実施方針、提案内容の的確性、具体性は妥当であるか。 設備等設置位置や設置方法、仕様、安全性の確保は適切であるか。
		(事業実施基準の妥当性) 事業内容や工程、冬期の稼働状況を考慮したスケジュール等の的確性。
		(施設周辺に対する配慮) 設備等設置に伴う施設及び施設周辺への配慮（騒音、振動、反射光、安全対策等）は講じられているか。
	実施体制	(事業実績) 本事業を推進するにあたって、必要な知見と実績を有しているか。
		(推進体制) 本事業を確実に実施できる体制であるか（一部業務の委託を行う場合は委託先も含む）。
価 格	見積金額	(見積金額の妥当性) 提案内容に見合った価格設定であるか。見積額の妥当性・適否を評価する。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等の提出後、資格要件を確認し、事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する（プレゼンテーション 15 分程度、ヒアリング 15 分程度の 1 者あたり 30 分程度）。

日時・場所については別途通知する。

プレゼンテーションで使用するモニター及びケーブルはニセコ町にて用意するが、それ以外の必要な機器等は、必要に応じて参加事業者が用意すること。

(5) 審査結果の通知

ヒアリング終了後、選定委員会で決定した結果を提案者全員に速やかに通知する。

(6) 優先受注交渉権の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先受注交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。

11. その他の事項

(1) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。

(2) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。

- (3) 参加申込・提出書類は返却しない。
- (4) 参加申込・提出書類は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 審査結果についての意義申し立ては一切受け付けない。
- (6) 現地説明会、プレゼンテーション及びヒアリング等に参加する費用は、提案者の負担とする。

12. 所管課

〒048-1595 北海道虻田郡ニセコ町字富士見 5 5 番地

ニセコ町役場 企画環境課環境モデル都市推進係

電話 0136-56-8837（企画環境課直通）